

自転車条例会議資料

令和 8 年 6 月 9 日
 福島県警察本部
 交通部 交通企画課

件 名 自転車の交通反則通告制度等について

1 自転車の交通反則通告制度

(1) 制度開始日

令和 8 年 4 月 1 日から

(2) 導入の背景

自転車事故等の全国統計を分析した結果、

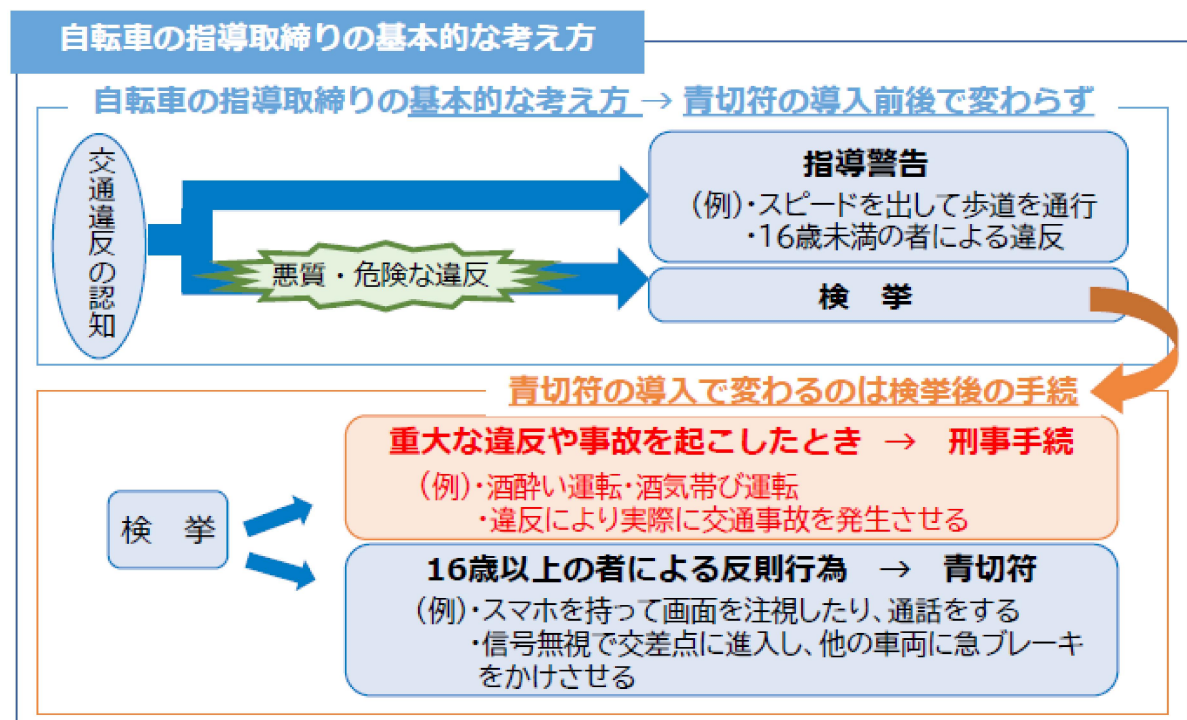
- 全交通事故に占める自転車関連事故の割合が増加
- 自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約 4 分の 3 には、自転車側にも法令違反がある
- 自転車による交通違反の検挙件数が急増

等から自転車の交通違反に対し、交通反則通告制度が導入された。

2 導入に向けた周知の主な取り組み

- 高校入学オリエンテーションにおける指導
- J A 共済連と連携したポスター・チラシ制作と合同キャンペーンの実施
- 自転車販売店と連携した自転車安全利用キャンペーンの実施
- マスコミ等を対象とした「ふくしま自転車安全利用セミナー」の実施
- 県内全署による改正道交法施行日における広報啓発

3 自転車の指導取締りの基本的な考え方



4 制度導入後の県内における自転車の交通違反の検挙状況等（４月分）

信号無視	通行区分 (右側通行)	踏切不停止等	一時不停止	無灯火	携帯電話使用等 (画像注視)	合計
2	1	2	3	5	3	16

5 今後の取組み

(1) ふくしま自転車安全利用教育推進事業

高校生を主な対象として自転車安全利用テストや講習を実施するほか、重点校を指定してキャンペーンを実施するなど、学校教育において自転車の安全利用を促進

(2) 交通指導取締り等

自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした交通指導取締りを推進

(3) 自転車安全利用教育等

学校や地域と連携した交通安全教室、県警ホームページやSNS等の活用による広報啓発

以 上